

LOCAL INITIATIVES TRANSFORM JAPAN



The Supporters Times

サポーターズタイムズ



衆議院議員 秋葉賢也 政策・活動レポート

宇野党結束し、オールジャパンで震災復興を!!



衆議院予算委員会で総理に鋭く迫る秋葉代議士
この日は13時40分からNHKで生中継されました
休日に国会が開催されたのは1962年以来49年ぶり

4月29日の宮城県は復興に向けたKick Off Dayでした。楽天イーグルスやベガルタ仙台のホームでの初試合を見事な勝利で飾ったこの日、衆議院予算委員会の質疑に登壇しました。

まず、菅総理に対して、復興対策を強力に進めていくためには、縦割り行政の弊害を排除し、各省から有能なエキスパートを集めて、権限と財源を集約させた『復興院』を設置すべきだと提言しました。そして、その本部を被災地である仙台においてはどうかと迫りました。

また、津波で壊滅した被災地の買い上げや国有化の必要性を進言しました。特に、復興に向けて最重要なことは、スピード感に加えて、これまでの枠組みや法令の範囲を超えて、超法規的な対応の必要性を指摘したうえで、様々な規制緩和や税制優遇などによって、まったく新しい街を創造していくんだという発想や取り組みが大事だと力説しました。

さらに、地元の中小企業が立ち直り再起を果たすためには、二重債務の問題を解決することが不可欠だと訴えました。雇用をしっかりと確保し継続していくためにも、これまでの債務を政府系の金融機関がいったん買い取る制度の創設や、融資の拡充や利子補給といった従来行ってきた政策だけではなく、思い切って、補助金や助成金を出すような支援策の創設を強く求めました。

最後に、被災した医療機関の早急な立て直しと支援策の充実を質しました。これまでの政府の対応は、後手後手に回りあまりにも遅すぎます。原発問題もそうですし、例えば、三ヶ月近く経とうとしているのに未だに一人35万円の義援金や、全壊した住宅への300万円の支援金が支給されていません。

今後とも新たに設置された「震災復興特別委員会」の場で精力的に政策提言し、現場の被災者の皆さんへの思いや生の声を伝えてまいります。

自由民主党副幹事長
衆議院議員
秋葉 賢也

『復興院構想!』東北の新たな街づくりを!



関東大震災が起った88年前の1923年に「帝都復興院」が創設されました。これは、震災が起きてから21日目に立ち上げられ、当時の国家予算の半額にあたる復興予算を実施いたしました。これまで、秋葉けんや代議士は「復興院」の創設を強く求め、委員会で提言し、党部会でも強く訴えてきました。菅直人首相は復興院構想について2重行政になると否定的な考えを示していますが、復興院を東北に設置し、現地現場の知見を復興計画に盛り込み地方分権の視点を活かしていくことが必要です。

「浪分神社」仙台市若林区霞目伝説



若林区や宮城野区の沿岸部では多くの方が津波の被害に遭われました。海岸から5.5キロ内陸の霞目地区には浪分神社という小さな神社が古くからあります。貞観地震(869年)と慶長大津波(1611年)の際、ここまで大津波が押し寄せた

と言い伝えられています。慶長大津波では、1700名を超す死者を出しておらず、今回の大津波も東部道路が津波を遮断しなければこの地まで押し寄せていたことも考えられます。今回の悲劇を記憶と記録に焼付け、しっかりと後世に語り継いでまいりたいと思います。



宮城野区岩切で田植え体験!

仙台平野の肥沃な大地も津波の塩害やガレキ、地盤沈下の影響で、作付けや種蒔きの見通しが立っていません。1日も早い復興を願いながら田植えをさせていただきました。一刻も早く国の対策が示されるよう後押ししていきます。

そうだったのか! 秋葉けんやの学べる法律解説

沿岸部の住宅建築禁止の独自条例

宮城県に津波で被災する恐れがある地域には知事の許可なく住宅を建築することを禁止する独自条例(規則)が過去に存在していました。「海嘯罹災地(かいしょりさいち)建築取締規則」と呼ばれ昭和三陸津波を契機として制定されたものです。罰則付きの厳しい内容でしたが、時代と共に風化されてしまい今は、存在していません。

1950年の建築基準法施行以後、仙台市では災害危険区を条例で制定して住宅建築を制限しており、この条例の役割が終えられたと考えられます。今、振り返るとこの教訓を活かすことができなかったことが残念でなりません。今後、秋葉けんや代議士は、このような甚大な被害を繰り返さないために、先人の教訓に学びながら宮城県・仙台市の都市計画のグランドデザインを描かねばならないと強い決意をもって対応してまいります!

マメ知識 浸水の影響はどのくらい?

○津波による浸水範囲の面積は?

青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県62市町村(青森県下北八戸沿岸~千葉県九十九里浜沿岸)の浸水範囲面積の合計は561km²で山手線の内側の面積63km²の約9倍でした。

○浸水地域の海岸線の距離は?

浸水範囲の判読を実施した青森県下北八戸沿岸~千葉県九十九里浜沿岸までの海岸線の距離は2,023kmとなっています。



若林区の海岸公園冒険広場へ行く

荒浜地区では高台がありません。唯一の高台である海岸公園・冒険広場では住民ら5人が高台に避難し自衛隊に救出されました。管理棟は流されました。今後避難場所の再考が必要です。



陸上自衛隊東北方面総監部を激励!

激励と御礼のご挨拶に宮城野区にあります陸上自衛隊東北方面総監部を訪問しました。ここには「統合任務部隊」の司令部が置かれ、今回の震災の最前線の基地となっています。また、陸・海・空部隊や幕僚監部との調整を担っています。今後も国民の暮らしを守るためにご尽力願います。



逢沢国対委員長と霞目駐屯地を激励訪問!

村井県知事も在籍していたことがある霞目駐屯地の活動状況を荒廻指令にご説明いただきました。東北方面航空部隊では、空からの救助活動にご尽力いただき、輸送隊は救援物資等を運搬していただいています。今後もご支援よろしくお願いいたします!

がれき・災害廃棄物処理事業の取扱い

がれきの撤去について秋葉けんや代議士は、災害対策委員会で取り上げ、國の方針を確認しました。

宮城県内でガレキは約1550万トン～1820万トンと試算され、県内で1年間に排出されるごみの23年分に相当します。また、体積にすると東京ドーム19個分にもなり、処理期間として1年を目標に被災地から搬出し、3年以内に処理を終了するものとしています。詳細はQ&Aでご紹介します。

Q：既に個人が自主的に撤去した場合においても、補助対象となりますか？

A：撤去を市町村が認めた場合は、市町村と解体・処理業者との契約に変更する措置を講ずれば補助対象となります。見積書や請求書等は会計のため保管下さい。

Q：これから倒壊家屋の解体・処理を行いたいと思うが個人で行っても良いですか？

A：市町村の判断を必要としますが、家屋の所有者は解体・処理業者を同行し、市町村窓口に相談及び処理費用の説明を行ってください。その結果、市町村と解体・処理業者との契約が成立した場合、対象となります。

民間賃貸住宅にも家賃の補助金が出ます！

民間の賃貸住宅を借りた場合も補助金が出ます。2年間の家賃と敷金、礼金を基準の範囲内で公的に負担します。申し込みは「応急仮設住宅等入居申込書」「り災証明書（未交付の場合、後日必ず提出）」が必要となります。さらに、既に民間賃貸住宅に入居されている方も、申し込みを終了してから対象になります。これから個人で申し込む方は仙台市役所北庁舎B棟1階会議室でお申し込み下さい。

☆宮城県が民間の賃貸住宅を借り上げます！

☆契約期間 2年間（延長の可能性有り）

☆家賃補助の上限額

1人以上1K52,000円～4人以上3LDK 89,000円

☆民間借上でも、日本赤十字社から6点セットが支給されます。

（電子レンジ・電気ポット・炊飯器・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）

☆問い合わせ先

仙台市役所応急仮設住宅受付窓口

022-214-0010

29日の衆院予算委

得る。有効な手段になり、復興特区に指定してみてはどうか。片山総務相は、秋葉氏が被災地を対象にすべきだ。政府で検討のべきだ。

▶ 読売新聞
4月30日朝刊

4月29日に秋葉けんが質疑に立ち、報道されました。

TV中継で東北の復興を要望!!

4月29日の予算委員会はNHKのTV中継が行われ、秋葉けんや代議士は被災地の議員として現場の生の声を届けました。予算委員会の質問要旨をお伝えいたします。

秋葉賢也：政府は復興基本法を5月2日めどに閣議決定すると報道がございましたが、なぜ基本法の着手が今日まで遅れているのか？そして各省から精鋭を集めて権限を一元化した復興院の設置の検討は？



菅総理：第1次補正は復旧に焦点を当てた中身であり、復興に向って進まねばなりません。4月11日に復興構想会議を設け復興の基本的な考え方を協議いただいております。そう遠くない時期にはきちっとした案をご提示していきます。

秋葉賢也：浸水した被災地の国有化あるいは県や国に買取っていただきて早急に代替地を用意することが必要だと思うが総理の考えはどうか。

菅総理：ご指摘がありましたように、国が買い上げて従来と違う目的に使う、そしてそこに住んでいた方にもっと高台に移つてもらう考え方も一つの有力な案としてあろうかと思います。

秋葉賢也：私どもの村井知事もこの間の復興会議でも提言をさせていただきましたが、被災地の危険区域等を復興に向けて、特区として様々な優遇策を講じてみてはどうか？

規制緩和や税制優遇などによって新しい街づくりをスピーディーに創造していくということに結びつくのではないか？
菅総理：復興構想会議でもこの特区構想も出されておりまして、政府においてこの問題を復興の大きな手段として検討の対象とすべきものだと考えています。

秋葉賢也：中小企業への融資制度以外で、補助金や助成金のような支援策が創設できないか？

海江田国務大臣：おっしゃるように補助金というのは融資と違いまして負債を負わないということで大変有意義だろうと思います。

秋葉賢也：最後になりますが、被災病院の現状について伺います。宮城県では136の医療機関が全壊、690箇所が一部損壊し、全体の3割が被害を受けました。被害額が150億円を超えてますが医療施設への予算の拡充について。

細川国務大臣：被災3県それぞれに120億円確保し補正予算とこの基金の使用で頑張っていただきたい。



秋葉代議士の質問を以下のように報じています。『災害復興で、首相は浸水などが生じた土地の国有化案に関し「検討に値する」と表明。片山総務相は、規制緩和などの特区設置を「復興の大きな手段として検討すべきだ」とした。』

4月30日付 河北新報より

ハガキや切手を、是非、カンパ下さい！

【活動ブログ】 www.akiba21.net 【ツイッター】@akibakenya 更新中! 秋葉 賢也

検索

『1次補正予算成立』復旧・復興へ4兆円。まだまだ不十分! 菅総理は復興対策の2次補正予算は8月以降を示唆したが、これでは遅すぎる。今国会中に組むべきだ!

☆☆☆住宅ローンの支援策について(災害復興住宅融資の拡充)☆☆☆
東日本大震災により被害を受けられた方に対する融資制度が拡充されます!

- ① 災害復興住宅融資の融資金利の引き下げ
金利を当初5年間は0%まで引き下げる!
- ② 災害復興住宅融資の元金据置期間・返済期間の延長
最長3年⇒最長5年に延長します!
- ③ 災害復興住宅融資の申込期間
罹災日から2年以内⇒平成27年度末までに延長します。
- ④ 災害復興宅地融資の新設
宅地のみに被害を生じた場合に補修に係る融資を新設します。

詳しくはHPをご覧下さい! <http://www.jhf.go.jp/>

タウンミーティング(国政報告会)

代議士を囲んで意見交換をしてみませんか?

6月17日(金)宮城野区

19時@東部市民センター会議室

6月24日(金)若林区

19時@若林区市民センター

6月25日(土)泉区

19時@南中山市民センター

※ぜひお近くの会場におこし下さい。



4日、女川原子力発電所を視察しました。3.11の大震災では、想定を越える13mの大津波に襲われましたが、14mの高台のため大惨事に至らずに済みました。女川では最大で東北地方の4分の1の電力を供給しています。



16日、セントラル自動車新本社工場を訪問しました。カローラアクシオの量産1号車が完成し、6月から1日420台の生産が見込まれるそうですが、葛原社長から丁寧に工場内を案内していただきました。東北経済の牽引役を期待しています。

秋葉 賢也 レポート

国税・地方税の一部を減免しました!—被災されたみなさまへ税のご案内—

固定資産税・都市計画税の特例

- 1 津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋は、平成23年度分の課税は免除されます。
- 2 被災した住宅の敷地は、10年間は住宅用地とみなされ、固定資産税・都市計画税が軽減されます。

被災した建物・船舶・航空機等の新築・建造に係る登録免許税の免税

被災した建物の建替えや被災した船舶・航空機に代えて建造した船舶・航空機に係る①所有権の保存登記等②所有権の移転登記等③抵当権の設定登記等が非課税になります。

自動車取得税の非課税

被災した自動車の買い替えした場合には、自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税が非課税になります。

所得税・住民税について(雑損控除の特例)

- 1 住宅や家財等に損害を受けた方は、平成22年分又は23年分のいずれかを選択して所得税法の「雑損控除」又は「災害減免法」による所得税の減免を受けられます。また、住民税も「雑損控除」による軽減を受けられます。雑損控除は、最長5年間繰り越しできます。
- 2 納税の猶予や予定納税額の減額を申請できます。

住宅ローン減税の適用の特例

被災して住めなくなった住宅も、引き続き所得税・住民税の住宅ローン控除の適用を受けられます。

消費税について

被災した事業者の方には、消費税課税事業者選択届出書等の提出時期について、特例が設けられています。

被災代替家屋・土地取得の特例

- 1 被災代替土地を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地面積に相当する分は不動産所得税が課税されません。また、取得後3年間は住宅用地とみなし、固定資産税・都市計画税が軽減されます。
- 2 平成33年3月31日までに被災家屋に替わる家屋を取得する場合、家屋の床面積相当分は不動産取得税が課税されません。また、固定資産税は所得後4年間は2分の1、その後2年間は3分の1が軽減されます。

財形住宅・年金貯蓄の非課税

財形住宅(年金)貯蓄の払出しを受ける場合、税務署の確認・交付を受けた書面を金融機関に提出することで、利子等が非課税となります。



~ kenya's PROFILE ~

- 昭和37年7月3日宮城県生まれ、48才。
- 角田高校を経て、中央大学法学校卒業、東北大学大学院法学研究科博士課程前期修了。
- 財松下政経塾卒塾(第9期生・宮城県初)を経て、宮城県議会議員(三期)を務める。
- 総務大臣政務官などを経て、現在、衆議院議員(二期目)。自民党副幹事長(二回目)。
- 衆議院外務委員会理事、沖縄及び北方問題特別委員会筆頭理事、災害対策特別委員会委員、東日本大震災復興特別委員会委員、党外交部会長代理、情報調査局次長、ネットメディア局次長などを務める。
- 著書:『松下幸之助「最後の言葉」』(角川SSC新書)、『地方議会における議員立法』(文芸社)、『東北の夢創造』(ぎょうせい)。
- 趣味:スポーツ・音楽・映画。 ● 特技:書道三段・空手初段。
- 尊敬する人:松下幸之助・マザーテレサ。

